

株式会社インタラック北日本における派遣事業所

- 株式会社インタラック北日本 岩手県盛岡市中央通一丁目1番17号
- 同 札幌支店 北海道札幌市中央区南一条西二丁目9番地1
- 同 仙台支店 宮城県仙台市青葉区中央一丁目10番1号

平成31年度労働者派遣実績（平成31年1月から令和元年12月）

項目	インタラック 北日本	札幌支店	仙台支店
派遣労働者数	82	112	148
派遣先数	25	21	42
平均派遣料金（1日8時間あたりの額）	47,052	37,784	42,732
平均賃金（1日8時間あたりの額）	32,365	26,293	28,067
マージン率	31.2%	30.4%	34.3%

※マージンには以下の費用等が含まれます。
○ 派遣会社での教育訓練費、福利厚生費。派遣会社が負担する雇用保険料、労働保険料、社会保険料。募集採用費。有給休暇負担分
○ 健康診断費。派遣会社社員の人件費。派遣会社社員の交通費。オフィス維持管理費 等

派遣労働者のための教育訓練

項目	研修内容
ティーチングスキル向上研修	・日本の学校における授業の特徴・授業実施時の注意点等にかかるレクチャー ・研修受講者によるデモレッスンの実施 ・研修受講者間、研修担当者によるフィードバック 等
個別授業レッスン	・研修担当者による実授業の見学 ・見学内容に基づくフィードバック及び改善点に主眼をおいた研修 等
ポータブルスキル開発研修	・自己診断サーベイ受検機会の提供 ・診断結果に基づくフィードバック情報の提供 ・マネジメント人材の育成を目的とした研修 等

※上記の他、イントラネット上にキャリア形成の一助となる情報提供を行ったり、セミナーを開催する等のキャリアナビゲーションプログラムを実施。

福利厚生等の制度

- 従業員表彰制度（年1回）
- 年次有給休暇（法令に則り付与）
- 社会保険・雇用保険完備（法規定に則り加入）
- 定期健康診断（法定／法定外）
- 入院時の給与保障（社内規定による） 等

労働者派遣法第30条の4第1項の規定に基づく労使協定について

- 対象となる派遣労働者の範囲
フルタイム、パートタイムを問わず、企業等において語学研修の講師業務に従事する従業員として、会社に雇用されている者及び、小学校・中学校等において英語教育業務に従事する従業員（企業等の研修に派遣される者以外の全ての従業員をさす。）として、会社に雇用されている者
- 有効期間
令和2年4月1日から令和4年3月31日までの2年間